

掲示していますか？

石綿の事前調査結果

大気汚染防止法の改正により、平成26年6月1日以降、建築物等の解体・改造・補修工事を行う際は、石綿（アスベスト）建材の使用の有無に関わらず、事前調査の結果を周囲から見やすい場所に掲示する必要があります！



掲示の例

（事前調査の結果、石綿建材を使用していないことが判明した場合）

石綿（アスベスト）の使用状況の調査結果

大気汚染防止法第18条の17第4項の規定に基づく表示
石綿障害予防規則第3条第3項の規定に基づく表示

事業場の名称	〇〇産業株式会社 〇〇工場	建築物等の種別	工場
調査の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等の資料の確認（主な書類の名称： 設計図書 ） <input checked="" type="checkbox"/> 現場での目視確認 <input checked="" type="checkbox"/> 建材分析による確認（ JIS法による定性分析 ・ JIS法による定量分析） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
調査箇所	1～3階 天井・壁・床	発注者からの通知	有り（設計図書）
調査の結果	<input checked="" type="checkbox"/> 石綿建材は使用されていませんでした。 <input type="checkbox"/> 特定工事に該当しませんが、その他の石綿含有建材が使用されています。（手ばらし、散水等を徹底し、適切に解体等工事を行います。） <input type="checkbox"/> 特定工事に該当する石綿建材が使用されています。（監督官庁へ届出を行い、適切に飛散防止措置を講じた上で除去します。） 【使用されている石綿（含有）建材の種類】（使用箇所） <input type="checkbox"/> 吹付け石綿（ ） <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材（ ） <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材（ ） <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材（ ） <input type="checkbox"/> その他の石綿含有建材（ ）		
調査終了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	発注者	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
調査者（受注者）	株式会社 〇〇興業 代表取締役 〇〇 〇〇	受注者連絡先	〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇 045-210-〇〇〇〇
分析者	〇〇分析株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	分析者氏名	〇〇（Aランク認定分析技術者）



「石綿の事前調査結果の掲示は
どのような工事が対象なの？」



A

建物本体のほか、煙突や給排水設備などの建築物全般について、解体、改造、補修を伴う建設工事を行う場合が対象です。

※平成18年9月1日以降に工事着手した建築物等の解体工事など、大気汚染防止法の特定工事に該当しないことが明らかな一部の建設工事は対象外です。



「石綿の事前調査結果はどのような
内容を掲示すればよいの？」



A

大気汚染防止法では、次の事項を掲示する必要があります。

- 調査の結果
- 調査者（受注者）の氏名、住所（法人は、名称、代表者氏名、住所）
- 調査終了年月日
- 調査方法
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類（大気汚染防止法の特定工事に該当する場合）

※上記の必要事項を満たしていれば、石綿障害予防規則等の他法令に基づく表示と併せて掲示しても構いません。

事前調査を行う際のポイント

□ 調査は石綿建材を熟知している者が実施しているか？（建築物石綿含有建材調査者など）

□ 設計図書の確認だけでなく、現地確認を併せて行っているか？

※現場での施工方法の変更など、設計当時から予期せぬ変更が行われている場合があります。現場確認でも石綿建材の使用が不明な場合は、分析を行います。

□ 過去に実施した建材分析の対象は、「6種類、0.1%超」か？

※石綿には、クリソタイル、アモサイト、クロドライト、アンソファイト、アケチライト、トモライトの6種類があり、いずれかの含有率が0.1%超のものが規制対象です。規制強化される前に実施した分析結果のみでは、調査が不十分な場合があります。



□ 調査結果は掲示するだけでなく、発注者に書面で説明しているか？

□ 発注者は、調査に必要な資料の提供や費用の負担を適正に行っているか？

※無届工事や虚偽の届出を行った場合、発注者（届出者）に罰則が適用される場合があります。また、調査の結果、特定工事に該当することが判明した場合、発注者は除去工事の工期や工事費などの請負契約に関して、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さない配慮が必要です。

さらに詳しい情報は↓

神奈川県 アスベスト

検索